

報告第1号

令和7年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同法同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月3日提出
三宅町長 森田浩司

令和7年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算に関する専決処分書

令和7年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算は、療養給付費および高額療養費の高騰に対応する予算措置について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年 1月23日
三宅町長 森田浩司

令和7年度

三宅町国民健康保険特別会計
第3回補正予算書

令和7年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算

令和7年度三宅町国民健康保険特別会計は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,000千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ777,831千円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年 1月23日専決
三宅町長 森田浩司

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	県支出金	517,412	60,000	577,412
	1 県負担金・補助金	517,412	60,000	577,412
	歳入合計	717,831	60,000	777,831

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	511,817	60,000	571,817
	1 療養諸費	439,805	40,000	479,805
	2 高額療養費	66,900	20,000	86,900
	歳 出 合 計	717,831	60,000	777,831

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費	千円 511,817	千円 60,000	千円 571,817
歳 出 合 計	717,831	60,000	777,831

補正額の財源内訳			
特 定	財源		一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
60,000			0
60,000	0	0	0

2 歳 入

4 款 県支出金

60,000千円

1 項 県負担金・補助金

60,000千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	千円 517,412	千円 60,000	千円 577,412
計	517,412	60,000	577,412

節		説	明
区 分	金 額		
1 普通交付金	千円 60,000	普通交付金	千円 60,000

3 歳 出

2 款 保険給付費

60,000千円

1 項 療養諸費

40,000千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者療養給付費	千円 433,100	千円 40,000	千円 473,100	千円 40,000	千円	千円	千円
計	439,805	40,000	479,805	40,000	0	0	0

2 款 保険給付費

60,000千円

2 項 高額療養費

20,000千円

1 一般被保険者高額療養費	66,800	20,000	86,800	20,000			
計	66,900	20,000	86,900	20,000	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助及 び交付金	千円 40,000	事業関係負担金	千円 40,000

18 負担金補助及 び交付金	20,000	事業関係負担金	20,000